

⚠️ みんなで守ろう! たばこのルール ⚠️

喫煙できる飲食店には 標識があります!



お店の入口にある標識



を確認してな!



禁煙じゃな! !!

大阪府内は条例で
客席面積が30㎡を超える飲食店は

原則屋内禁煙やで!

詳細は
こちら



携帯電話の
ご利用マナーに
ご協力ください

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル

☎ 06(6944)8224



大阪府

大阪府健康医療部
健康推進室健康づくり課